

## スライド解説

このスライドは、わたしが近畿税理士会豊能支部の若手交流会「あゆみ会」での研修に用いたものです。当日はこれをもとに解説、質疑を行いました。（一部改訂しています）

### <1、2ページ>

#### 不服申立前置主義

「決定」や「更正」により納税義務を負わされた場合、納税者は税務署への「異議申立て」や国税不服審判所への「審査請求」を行うことができます。この2つが「不服申立て」です。それでもなお課税が取り消されない場合には裁判所への「取消訴訟」の提起を行うこととなります。これを不服申立前置主義と呼びます。

### <3ページ>

参考文献に挙げた2冊の代表的な学術書、その論考は強い説得力と影響力を持っています。裁判所の判決にも少なからず採用されているとみられます。

### <4、5ページ>

ここから取り上げている事例はいずれも国税不服審判所のホームページで公開されています。

この事例は、ごく一部を残して家屋を建て替えたため、その登記が「増築」となっており、当時の新築を要件としたローン控除を税務署が認めなかったものです。

この日の参加者も多くが「それは新築だろう」との意見でした。実際、審判所は実態を重視しローン控除を認めました。

### <6、7ページ>

これは、この建物の引き渡し時点では非課税売上である介護事業を行えないため、これを自動販売機の売り上げのみに対応するとして仕入控除し消費税の申告をした事案です。

周到にも引き渡しの翌月から課税期間1月、簡易課税の適用を取りやめる、という届出が出されており、「節税」の目的は明らかです。

そのことが影響しているかは不明ですが、たとえこの時点で介護事業を行ってなくても、介護保険法上の指定を申請していることや、社員総会の議事録等から判断して介護事業に使用する目的があり、「共通仕入」とであると結論したことは妥当なところでしょう。

<8、9ページ>

税務署の調査により更正を予知したものでなく、自主的な修正申告の場合にはペナルティである「過少申告加算税」や「重加算税」は課さないということになっています。

この事案では審判所は自ら事実関係をよく調べ、納税者の主張を認めた裁決を行いました。

<10、11ページ>

この事案ではなぜ役員報酬の一部を未払い計上して従業員の賞与の時期にそれを支払ったのかは明らかではありませんが、それが役員賞与と扱われるリスクは当然考えるべきでしょう。

リスクと言ったのは、これは役員報酬で認められるだろう、という意見も当日あったからです。その判断もうなづけます。

しかし結局、審判所はこれは役員賞与であるとしました。やはり、さして得のない経理で納税者に否認のリスクを負わせるのは税理士として間違いではないかと思いません。

<12ページ>

ここで私が申し上げたのは、裁決になればどう主張するか、というテクニックではなく、裁決ではこのように法律的に妥当な結論になるから、税務調査のときにそのように主張すれば済む、ということです。さらに言えば申告書作成の段階から法的構成を用意しておくべきでしょう。

以上